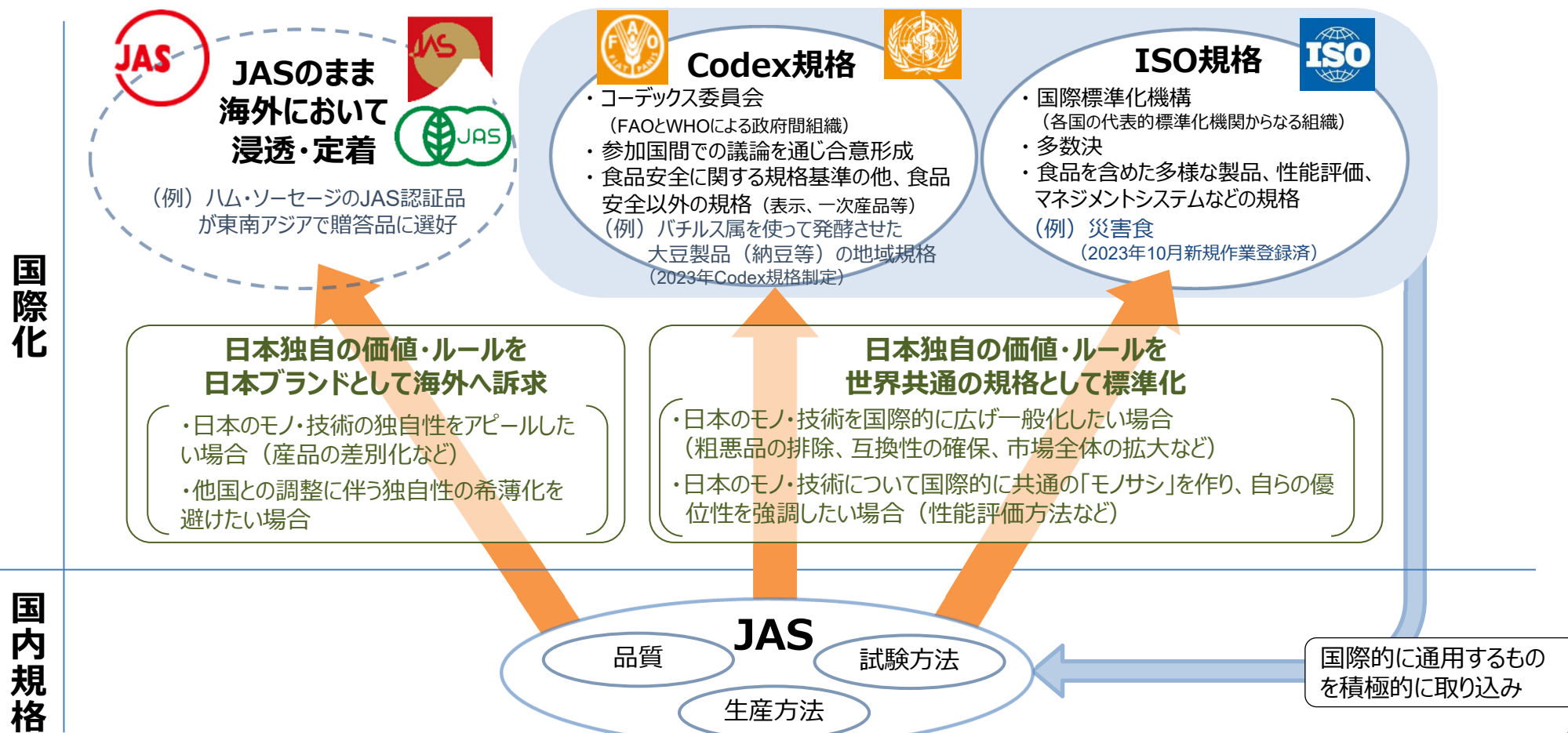


2 JASの国際化



海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化

- 農林水産物・食品の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用を進めるとともに、その国際的な認知度・影響力を高めていくことが不可欠。
- そのための手法としては、①日本発の規格である**JASと調和のとれた国際規格を制定**する手法、②日本発の規格である**JASそのものを海外において浸透・定着**させる手法があり、それぞれの規格ごとに、規格の目的や対象、影響力、実現可能性等を勘案した上で、戦略的に選択していくことが重要。



機能性成分試験方法の国際標準化



1. 国際標準化で目指すもの

- 日本産品に多く含まれる機能性成分の試験方法を国際ルール（ISO規格）にすることで、我が国産品の高付加価値化のツールとして、国内外で機能性成分を活用しやすい環境を整備するための取組を推進。



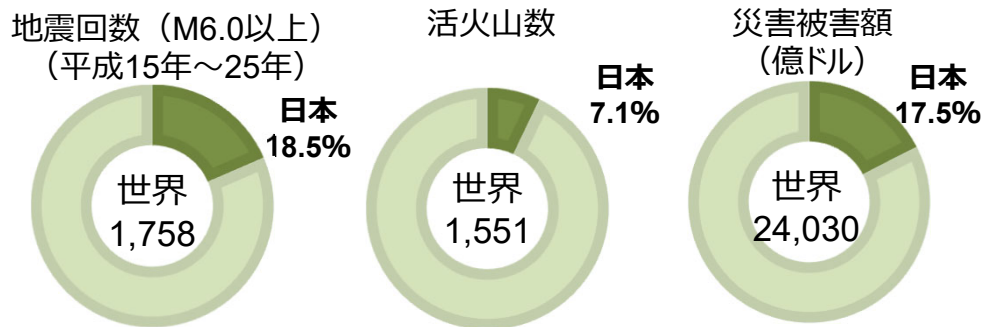
2. 提案に係るスケジュール



「災害食の品質要求事項」のISO規格化による輸出への貢献

現状及び課題

- 我が国は、地質、気象などの自然的条件から、地震等の災害が発生しやすい国土。世界的に見ても日本の災害発生割合は非常に高く、古くから防災のための技術、知識が蓄積されているところ。



（参照：内閣府平成26年版防災白書）

- 避難状況に応じた食料支援、要配慮者への対応、栄養状態等に課題があり、長期保存のみならず、多様なニーズに応じた災害時の食対応が必要に。
 - 国内には、世界に先駆けた災害食の民間認証制度が存在。各国防災の取組貢献に向けた、本制度に沿った備蓄のシステムとそれに資する加工食品の海外普及促進のためには、国際規格化（ISO規格化）が有効。
- ✓ 日本災害食認証制度
食品安全、災害に適した食品基準を規定
 - ✓ おもいやり災害食認証制度
上記基準に要配慮者毎の基準を追加



戦略的な規格策定

各国における関心の高まりも背景に、我が国に優位な市場を形成するため、**国際規格の制定に向けた取組が進められている。**

- ・日本が他国に先駆けて2021年に災害食ISO委員会を設置し、検討を開始。
- ・2023年7月
ISO/TC34（食品）に「災害食の品質要求事項」を新たに規格開発する新作業項目として**提案**。
- ・2023年10月
各国からの投票の結果、賛成多数により**承認**されたことから、今後、ISOのWGで**規格内容の検討を開始**。
- ・災害食の民間認証の基準をベースとし、災害食の品質、安全性、保存性等最低限備えるべき条件と、様々なニーズに応じるための任意の追加要件のISO化に向けて取組が進められている。

国際規格化による効果

- 国際規格により、災害対策の仕組みとして備蓄習慣を海外に普及することが可能となり、**災害食としての国際マーケットが拡大**



- 国際規格により、**我が国産品の付加価値が見える化され、海外における取引増加に寄与**



- 国際的な災害食市場の拡大と我が国産品の優位性が向上することにより、**輸出増に寄与**
- 我が国の**食品加工・品質管理・評価技術を世界に展開**

3 有機JASの動向



有機JAS制度の概要

- JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者により「有機JASマーク」の使用を認める制度。
- 農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

有機JAS

- 諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。
 - 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
 - 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
 - これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止 など

■ 有機JASマーク



認証機関名
認証番号

表示の規制

- 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、名称の表示の混乱が見られ、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要である物資として政令指定。
- これにより、有機JASを満たすものとして、認証事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は不可。



有機JASに係る運用改善について（令和3年10月1日から運用開始。）



- **事業者の負担軽減策**として、以下の3つを実施
（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&Aを改正）。

① グループ認証におけるほ場のサンプリング調査の導入

- ✓ 事業者がグループで生産に取り組む場合、実地調査は全てのほ場を対象にJAS規格適合性を確認するのが原則であるが、生産行程管理者等が全てのほ場でこれを確認している等の条件が満たされれば、ほ場のサンプリング調査も認める。

 認証に係る調査時間及び認証費用の削減。

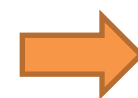
② 登録認証機関が事業者に対して行う実地調査へのリモート調査の導入

- ✓ 登録認証機関が事業者に対して行う実地調査は、訪問調査を原則とするが、2回目以降の実地調査について、前回調査の結果を踏まえて訪問調査を要しないと事前に判断されている等の条件が満たされれば、リモートを活用した調査も認める。

 登録認証機関の旅費、認証に係る調査時間及び認証費用の削減。

③ 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストの農林水産省HPへの公表

- ✓ 登録認証機関が有機JASで利用できる資材と判断した資材リストについて、農林水産省がホームページに一元的に公表。

 事業者は、有機JASで利用できる資材について、公表された資材を使用する限り、登録認証機関や資材メーカーへの個別の問い合わせが不要。

【JAS法改正】 改正の目的・有機JASへの酒類の追加①

JAS法改正

令和4年5月25日、輸出促進法等の一部を改正する法律として、JAS法が改正された。

主な改正事項

- ① JAS規格の制定の対象に**有機酒類**を追加する。
- ② 登録認証機関の有する**事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関に提供される仕組み**を導入する。

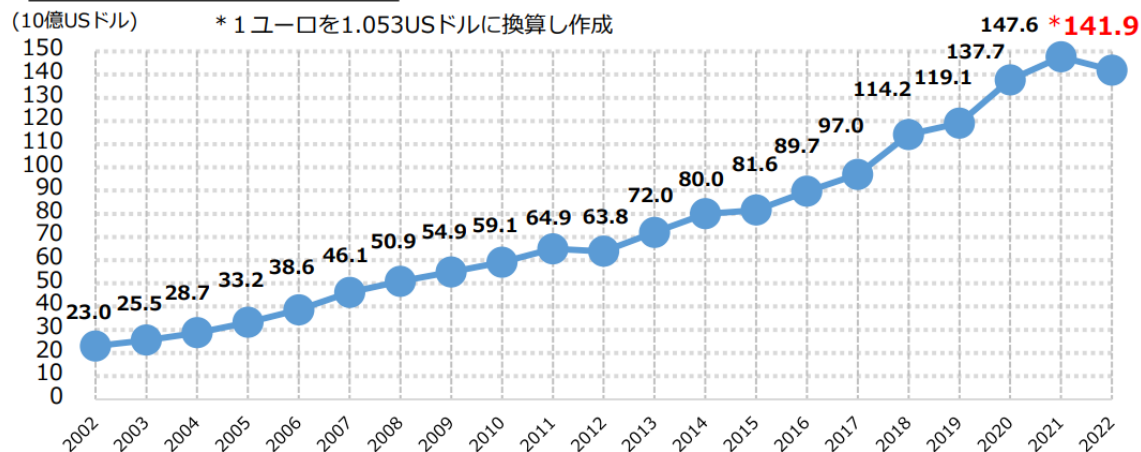
現状と課題

- 米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人气が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。
- 農産物及び農産物加工品については、米国、カナダ、EU等とJAS法に基づく有機認証制度に関して同等性を締結しており、日本において有機JAS認証を取得していれば、輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくても、有機として輸出が可能。
- 一方、酒類については、JAS法の対象から除かれており、農産物及び農産物加工品とは異なり、諸外国との有機同等性の対象外となっている。

世界の有機食品売上の推移

▶ 世界の有機食品売上は増加傾向にあり、2022年では約1,419億ドル（約18.7兆円/ 1ドル=132円）。

世界の有機食品売上の推移



※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010~2024を基に、農業環境対策課作成

【JAS法改正】 有機JASへの酒類の追加②

対応策

○ JAS規格の対象に有機酒類を追加。

➡ 有機酒類の認証に関する同等性を海外の主要市場国の政府と締結し、有機酒類の輸出を拡大。

【慣行と有機】 有機同等性を利用した主要な輸出品目及び酒類の国内生産・輸出量について

➤ 有機酒類は、有機同等性を利用した主要輸出3品目（茶、しょうゆ、みそ）と同様に、国内生産に占める輸出量の割合が高く、**有機酒類の輸出ニーズは高い。**

品目	慣行製品を含む総量			有機製品		
	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合
茶	82,000 t	5,108 t	6%	4,810 t	891 t	19%
しょうゆ	740,238 kl	36,897 kl	5%	4,181 t	534 t	13%
みそ	481,671 t	18,105 t	4%	2,301 t	173 t	8%
清酒	491,799kl	24,928kl	5%	466kl	74kl	16%

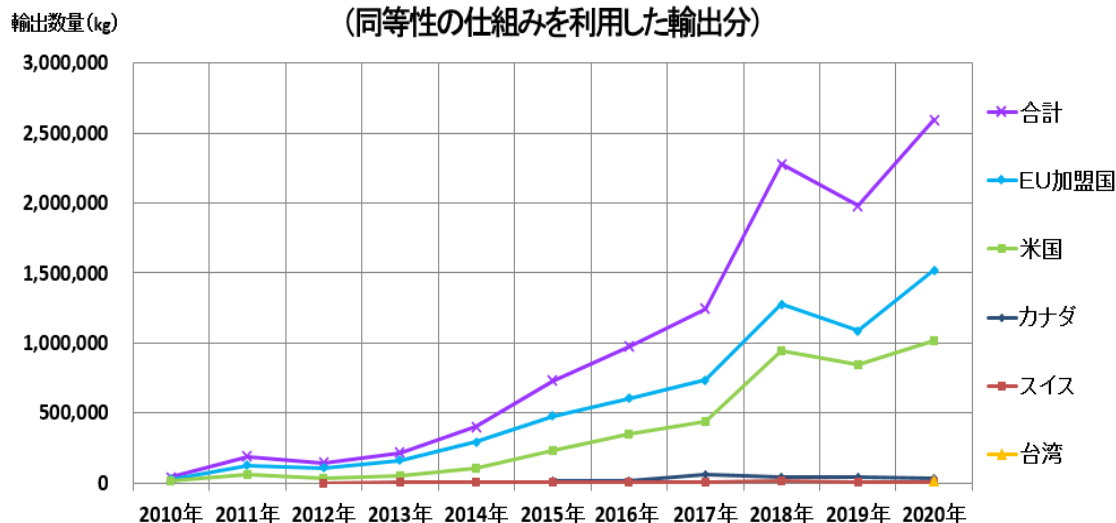
※慣行製品を含む総量：茶、清酒は2019年、しょうゆ、みそは2019年度の実績
 有機製品：茶、しょうゆ、みそについて、国内生産量は2019年度、輸出量は2019年の実績。
 清酒は2019年の実績。

出典：（茶）国内生産量：農林水産省「作物統計」、輸出量：財務省貿易統計
 （しょうゆ）国内生産量：食品産業動態調査、輸出量：財務省貿易統計
 （みそ）国内生産量：食品産業動態調査、輸出量：財務省貿易統計
 （清酒）国内生産量・輸出量：酒税課税状況表（速報・毎月更新）、財務省貿易統計

有機食品の輸出数量の推移

➤ 有機同等性を利用した有機食品の輸出数量は、**2010年の約40トンから2020年には約2,600トンに大幅増加。**

米国、EU加盟国、カナダ及びスイス向け有機食品輸出数量
 （同等性の仕組みを利用した輸出分）



有機認証制度の同等性

有機同等性

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
(その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域（令和6年1月1日現在）

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	○	○	—	○
EU	○	○	—	—
カナダ	○	○	○	○
台湾	○	○	○	—
英国	○	○	—	—
スイス	○	○	—	○

豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある（有機同等性の承認は不要）。

有機同等性が締結されている場合

